

参画と協働の
まちづくり活動
ガイドブック

平成31年3月
杉並区都市整備部管理課

目 次

| | |
|----------------------|---|
| 杉並区まちづくり条例 | 1 |
| まちづくりの基本理念 | 1 |
| まちづくりの主体 | 1 |
| 参画と協働のまちづくり | 2 |
| まちのルールづくりやまちづくり構想の作成 | 2 |
| まちづくり景観審議会 | 2 |
| 協働のまちづくりのしくみ | 3 |
| まちづくり活動の支援制度 | 4 |
| (1) まちづくり助成 | 4 |
| (2) コンサルタント派遣 | 5 |
| まちづくり団体の活動 | 6 |
| まちづくり活動スタート | 6 |
| まちづくり協議会の活動 | 7 |
| 参画から協働へ | 7 |
| テーマ型まちづくり協議会について | 8 |
| テーマ型まちづくり協議会の認定までの流れ | 8 |
| テーマ型まちづくりの提案までの流れ | 9 |



杉並区まちづくり条例

平成14年（2002年）に策定した杉並区まちづくり条例は、杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）に即したまちづくりの実現に向けて、区民、事業者及び杉並区（以下、「区」）が協働でまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本理念を定めるとともに、区民主体のまちづくりの仕組みや、活動への支援について定めています。

まちづくり条例 第1条

■まちづくりの基本理念

区民、事業者、区がそれぞれの役割と責務を担いつつ、住宅都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながら協働していくことが大切です。

■まちづくりの主体

まちづくり事業を進めていくためには、まちづくりの主体となる区民、事業者及び区が、まちを良くしていこうという気持ちを共有し、地域の人と人とのつながりを育むことが大切です。

区民の役割

- ・まちづくり基本方針の都市像を共有
- ・良好な市街地形成を目指した協働
例) まちづくりに関する主体的な取組
例) 区が実施するまちづくり施策への協力
例) まちづくり構想やルール住民理解

区役の役割

- ・まちづくりに関する基本的かつ総合的な計画の策定と実施
- ・計画の策定・実施の際に、区民等へ知識の普及と情報提供を行い、参画の機会を確保
- ・区民が主体的にまちづくりに参加するための必要な支援

事業者の役割

- ・まちづくり基本方針の都市像を共有
- ・周辺の環境に配慮し地域のまちづくりに積極的な貢献
- ・区が定める住環境への配慮に関する事項の尊重

まちづくり条例 第3条～第6条



参画と協働のまちづくり

杉並区まちづくり条例は、区民の皆さんが主体的にまちづくりを進められるように、区独自の仕組みを定めています。

まちづくりを進めるにあたっては、ワークショップをはじめ、区民等によるまちづくり活動への支援やまちづくり協議会の認定、まちづくりルールの登録、まちづくり構想の提案制度など、区民、事業者と区による参画と協働のまちづくりを支える仕組みを活用することができます。それぞれの団体の活動に応じて、活動費の助成や専門家の派遣など、区から様々な支援を受けることができます。

■まちのルールづくりやまちづくり構想の作成

まちづくりは、区（行政）だけで取り組むものではなく、区民、事業者、区の協働により実現されていくものです。このため、まちづくりに関する具体的な計画段階からその実現段階まで、区民の参画を基本としたまちづくりを進めていきます。

区民等が主体となった参画のまちづくりには、地域の特性に応じたまちのルールづくりやまちづくりの目標などを作成するまちづくり構想等の提案制度があります。

住み心地の良いまちは、そこに暮らす人々が、まちを大切に作る気持ちから暮らしのルールを創り育てることから実現します。まちのルールづくりは、都市計画法や建築基準法などの制度に加え、地域の課題や特性にあったまちづくりのルールを自主的に定めることにより、より良いまちなみや住環境の実現とコミュニティづくりにつながっていきます。

まちづくり構想等の提案によるまちづくりは、都市計画マスタープランの地域別方針を踏まえたうえで、地区レベルの土地利用の方向性やまちづくり方針に反映できるような柔軟な提案を通じて、魅力あるまちの実現に向けたまちづくり活動を進めていきます。

■まちづくり景観審議会

まちづくり条例及び景観条例*²に基づく良好な市街地形成及び景観づくりの推進に関して必要な事項を調査審議するため設置された、区の附属機関です。都市計画、建築、環境、色彩、景観などの分野に関して優れた知識と経験を有する専門家や区民によって構成されています。

主な役割（抜粋）

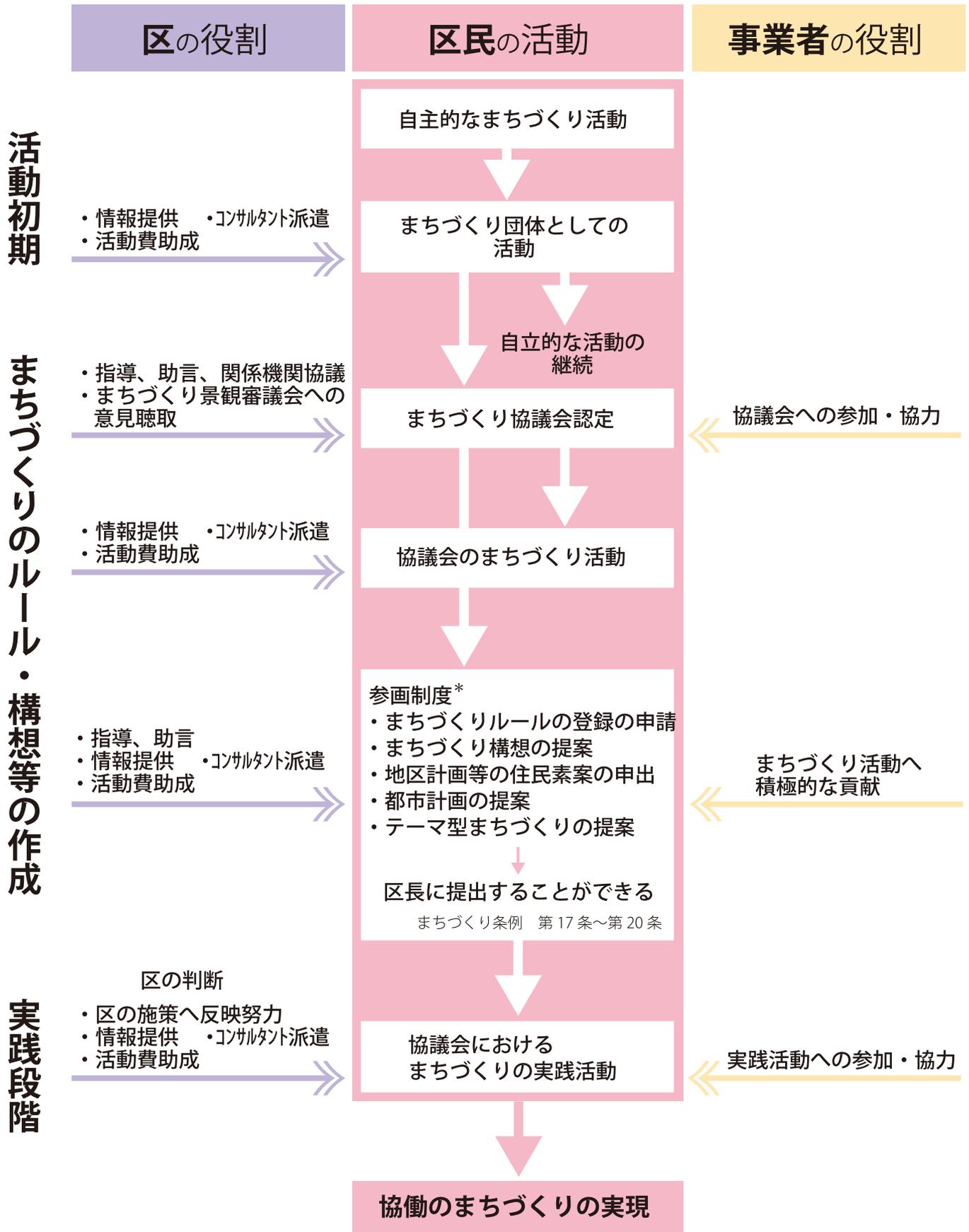
- ①「市街地整備型まちづくり協議会」「地区指定型まちづくり協議会」「テーマ型まちづくり協議会」の認定を行う際、区に意見を述べます。
- ②「市街地整備型まちづくり協議会」「地区指定型まちづくり協議会」が行う「まちづくりルールの登録」、「まちづくり構想の提案」の際、区に意見を述べます。

区民等*¹ 地区内に住所を有する者・事業を営む者、地区内の土地・建物の所有者・利害関係人

景観条例*² 景観法に基づく景観計画の策定、行為の規制等、大規模建築物の建築等、公共施設の整備に係る事前協議その他良好な景観づくりに関する必要事項を定めることにより、良好な景観づくりを総合的に推進し、区民・事業者が将来にわたり快適な生活を営むことができる魅力ある街並み形成を目的とする。



■協働のまちづくりのしくみ



活動費助成…P4
 コンサルタント派遣…P5

参画制度*
 まちづくり協議会は、条例等の定めにより、まちづくり構想等を区長に提案することができる。ただし、テーマ型まちづくり協議会はテーマ型まちづくりの提案のみできる。



まちづくり活動の支援制度

(1) まちづくり助成

まちづくり団体及びまちづくり協議会の活動に対し、区の予算の範囲内で活動経費の一部助成を行います。

まちづくり助成要綱

■まちづくり助成の種類

びぎなーコース

対象：新しくまちづくりの取組を始める団体

審査：書類審査

助成：3万円／年、1回

すてっぷコース

対象：まちづくり団体*1

審査：書類審査及び公開審査会

助成：7万円／年、2回

じゃんぷコース

対象：まちづくり団体

すてっぷコースを修了し協議会へ進む場合

審査：面談

すてっぷコースの活動実績から面談

- ①自立した活動ができる
- ②団体の中で話し合いながら活動ができる
- ③新規会員を増やしている
- ④地域住民と関わりながら活動をしている
- ⑤活動資金について情報収集をしている
- ⑥活動目標が明確であること

→協議会の設立に向けて必要な団体として活動する力が備わっているか面談します。

→2年間の活動実績から上記が不十分な場合は、活動を充実させることを勧めます。

助成：7万円／年、1回

協議会助成金

対象：まちづくり協議会*2

助成：20万円／年、3回

まちづくり構想等の提案後の協議会の活動
7万円／年、1回

まちづくり団体*1

良好な街並みの保全及び創出等のまちづくりを目的とし、区に届出をして登録された団体。

要件：①居住者等が5人以上 ②規約に役員・会計に関する定めがある ③団体に属していない居住者等が当該団体の活動に参加する機会が保障されていること

まちづくり協議会*2

市街地整備型、地区指定型、テーマ型の3種類。景観審議会の審議を経て区長に認定された団体。要件は協議会により異なる。協議会の活動目標の実現を目指し協議会としての活動を行う。協議会は区に対し、まちづくりルールの申請やまちづくり構想の提案などを提出することができる。



(2) コンサルタント派遣

まちづくり団体及びまちづくり協議会の活動に対し、区はまちづくり分野の専門家を派遣し、技術的な支援を行います。

まちづくりコンサルタント派遣要綱

まちづくり団体 30 時間 / 3 年
 まちづくり協議会 15 時間 / 年 3 回、 計画案の作成、
 まちづくり構想等の提案後の実践活動 3 回 / 年

■ コンサルタント派遣の流れ

Point

まちづくり団体 / まちづくり協議会

派遣依頼をしたい場合は、区に連絡をしましょう。

専門的なアドバイスをもらいたい

派遣申請書提出

派遣内容について、区から確認をします。出来る限り具体的に伝えてください。

区に登録している
コンサルタントを紹介

派遣の前に、コンサルタントの方と顔合せをして確認ができます。

マッチング

派遣されるコンサルタントが決まったら、区はコンサルタント契約を結びます。

コンサルタント派遣

派遣後は区に報告をします

派遣報告書提出

コンサルタントは様々な分野の専門家です。会議の進行役ではありません。どのような助言が必要なのか団体の中で話し合しましょう。

派遣を受ける前に

○何について助言をもらいたいか、具体的な内容になるまで、団体内でしっかり話し合う

派遣内容

○まちづくりに関する講習会や研究会において、まちづくりの進め方やまちづくりの方向性を専門的立場から指導・助言
 ○まちづくりに関する計画案の策定（協議会のみ）
 ○まちづくり構想の提案等の提出後の活動に対する助言（協議会のみ）

派遣に必要な書類

「派遣申請書」要綱第 3 号様式（派遣を希望する日時、場所、具体的な派遣内容）
 添付資料
 (1) 活動内容の詳細
 (2) 派遣スケジュール（予定）

1 回の派遣毎に「派遣申請書」の提出が必要です。

派遣回数

・講習会等は 2～3 回の派遣を目安にする
 1 回目 課題共有
 2 回目 課題解決のための方向性検討
 3 回目 まとめ
 ・協議会の設立、計画案の作成は、数カ月以上となる長期の派遣が見込まれる

派遣を受けた後に

○団体内で共有し、今後の活動につなげていく

活動や団体運営の相談はこちらへ

協働フラザ

区が運営。地域で活動している団体・個人をつなぐ交流拠点です。地域活動の相談や仲間づくりなど、窓口で様々な相談ができます。

もっと気軽に相談したい

杉並区協働プラザ

Search

コンサルタント派遣の受付：杉並区都市整備部管理課庶務係



まちづくり団体の活動

まちづくり団体は、良好な街並みの保全と創出などのまちづくりを目的とし、区に届出をして登録された団体です。

まちづくり条例 第13条

まちづくり団体の要件

- (1) 居住者等が5人以上いること
- (2) 規約に役員・会計に関する定めがあること
- (3) 団体に属していない居住者等が、当該団体の活動に参加する機会が保障されていること

登録期間

3年 ただし更新可

届出に必要な書類

「まちづくり団体登録届」規則第1号様式
添付書類

- (1) 団体の代表者及び構成員の名簿
- (2) 団体が活動する区域を示す図面
- (3) 団体の規約

まちづくり条例施行規則 第4条、第5条

■まちづくり活動スタート

自主的な活動

参加のまちづくり

まちづくり団体

団体活動に必要なのは
①一緒に活動する仲間
②多くの人と一緒にやれる体制
③活動資金

助成金交付は、自由なまちづくり活動に対して行います。区が活動内容について、賛同や認定をするものではありません。

主体的で自立した活動の継続

Point

活動の例

- まちづくりに関する調査研修や勉強会、ワークショップ、イベントの開催
- まちの緑や生き物を調べ、保全や活用の方法を考える
- 地域の街並みの成り立ちや変遷を調べ、広く知らせる
- 高齢者や子供の目線からのまちの点検
- 地域を調べて防災マップを作成する
- 公園や緑道、遊休地などを花いっぱいにする
- まちの資産となる街並みを保存・活用する
- 自分たちの職能や経験を活かして地域のまちづくりに貢献する
- 災害時に安全に避難できるまちづくり
- 身近なまちを見直し、誰でも暮らしやすいユニバーサルなまちにする

地域の団体や区と良好な関係を築くと、活動がスムーズに進みます。

大切なポイント

- 地域を住みよい環境にしていくための活動
- 多様な人々が参加できる
- 自ら取り組む自主的な活動

区の支援制度を活用して、活動を充実させていきましょう。

区の支援制度

1、まちづくり助成

まちづくり団体に対する助成金

- すてっぷコース 7万円/年、2回（公開審査）
- じゃんぷコース 7万円/年、1回（面談）

2、コンサルタント派遣

まちづくりについて専門的なアドバイスをもらえます。
30時間/3年

派遣内容 講習会、研修会において、まちづくりの進め方やまちづくりの方向性を専門的立場から指導・助言

参加のまちづくり

住民をはじめとする数多くの主体が、より好ましい「まちの将来像」の実現に向け協力し合うこと

まちづくり協議会の活動

まちづくり協議会は、団体に取り組む目的別に、市街地整備型、地区指定型、テーマ型の3種類あり、杉並区景観審議会の審議を経て、区長に認定された団体です。

まちづくり条例 第14条～第16条

協議会は、まちで暮らす人々が、そのまちをより安全で魅力あるものにするため、「まちの将来像」について議論し意見をまとめ、その実現に向けて、まちづくり構想の提案等や賛同者を増やす活動を行っていく組織です。

■参画から協働へ

Point

参加のまちづくり

中心的手法

まちづくり協議会

まちづくりの議論

まちづくりに欠かせない、道路、公園、広場、建築、交通、緑化などの専門的な知識を深めるには、コンサルタント派遣が有効です。

協議会活動の最も重要なところ

まちづくりの提案

区は所定の手続きをとったうえで、区の施策へ反映努力を行います

協働のまちづくり

参加のまちづくり

住民をはじめとする数多くの主体が、より好ましい「まちの将来像」の実現に向け協力し合うこと

協議会の主な目的

市街地整備型、地区指定型：

まちづくり構想の提案等を区長にすること

テーマ型：

まちづくりのうち、みどりの保全及び育成、歩行環境の向上等、特定の分野に取り組むこと

協議会の活動

- まちのあり方について開かれた議論を行い、合意形成を図る
- 意見を集約しまとめるため、まちに関わる様々な人々の意思の調整を行う
- 協議会が目指すまちの将来像を活動区域内の居住者に周知し、賛同者を増やす
- まちづくり構想の提案等を作成する

区の支援制度

- (1) まちづくり助成
- (2) コンサルタント派遣

合意形成を図っていくためには、誰でも受け入れ、誰の意見でも聞く柔軟性が必要です。

提案とは、協議会の議論をまとめ、区にあるいは広くまちの人々に対し、協議会として「このまちをこうしたい」と明らかにすることです。

「協議会の議論のまとめ」イコール「まちの総意」ではありません。

まちづくりの計画は、多くの住民の議論や、行政の意思決定、場合によっては議会の議決などの手続きを経てはじめて実効性を持ちます。

提案はその重要な第一歩です。



■テーマ型まちづくり協議会について

まちづくり協議会の1つである「テーマ型まちづくり協議会」は、みどりの保全及び育成、歩行環境の向上、その他特定の分野*1のまちづくりに取り組む、区長に認定された団体です。

まちづくり条例 第16条

特定の分野*1 テーマ型まちづくり要綱 別表（第3条関係）

| 分野 | 事項 | 分野 | 事項 |
|------------|-------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| みどりの保全及び育成 | 屋敷林等の保全・保護 みどりのベルトづくり活動 | 災害に強いまちづくり | 水害のないまちづくりの推進 震災に強いまちづくりの推進 |
| 歩行環境の向上 | 散歩みちの拡充 歩行者優先の道路整備 | 福祉のまちづくり | 地域のユニバーサルデザインの推進 人に優しいまちづくり |
| 水と自然 | 清流の復活 河川の親水化 自然の保全と再生 | 交通 | 放置自転車のないまちづくり 快適な交通環境づくり |
| 景観 | 地域の景観に係るルールづくり 歴史的建築物を中心にしたまちづくり | その他、表記分野に係るテーマ型まちづくりで区が適当と認めるもの | |

■テーマ型まちづくり協議会の認定までの流れ

まちづくり活動を行う有志の集まり

Point

まちづくり団体

早めに区と相談し、手順の確認をしましょう。

特定テーマのまちづくりを地域で進めたい

まちづくり協議会認定申請

コンサルタント派遣を活用すると専門的なアドバイスを受けられます。

認定について審議

まちづくり景観審議会

協議会は、まちづくり景観審議会において活動内容について説明をします。

まちづくり条例に基づく認定団体

テーマ型まちづくり協議会
認定

(または認定されない)

協議会設立に向けた準備

- 地域の状況を調べる
- まちの状況や課題を把握
- まちづくりの仕組みや制度を学ぶ
- 協議会発足に向けて仲間を集める

活動方針を決める

「自分たちのまちをこうしていきたい」といった目的と、それを実現するため協議会は「どのような活動をしていくのか」を明確にしていく

目的を持った活動を行うには、会則、活動計画、活動資金などが必要です。

協議会の要件

- (1) 活動が区のまちづくり施策に照らして適当である
- (2) 活動地域内に居住者等が10名以上いること
- (3) 規約に役員、会計の定めがある
- (4) 団体以外の居住者等が加入する機会を保障する定めがある

認定申請に必要な書類

「認定申請書」規則第5号様式
(団体名称、活動区域、活動目的、主な活動内容)
添付資料

- (1) 団体の代表者及び構成員の名簿
- (2) 団体が活動する区域を示す図面
- (3) 団体の規約

申請内容をもとに認定の審査がされます。活動内容は具体的に記載しましょう。

■テーマ型まちづくりの提案までの流れ

協議会の活動

Point

認定された協議会は、毎年、活動報告書を区に提出する必要があります。

まちづくり条例施行規則 第14条

提案に関する活動

テーマ型まちづくり協議会は、区長にテーマ型まちづくりの提案ができます。

まちづくり条例 第16条の2

テーマに関するまちづくりを提案したい

事前協議書提出

事前協議書を提出した後に提案書を作成します。

特定テーマのまちづくりについて

事前協議

提案書をまとめる手法は様々です。コンサルタント派遣を活用すると専門的なアドバイスを受けられます。

協議会活動の最も重要なところ

テーマ型まちづくりの提案

区から通知
「提案に係る区の判断」

区は所定の手続きをとったうえで区の施策へ反映努力を行います

提案の実現に向けて 協議会が行う実践的な活動 テーマ型まちづくりの実践

協議会の活動

テーマ型まちづくり協議会は、協議会が取り組むまちづくり活動を、活動区域内の居住者に周知し、意見を集約し、賛同者を増やし、更に良い町を目指し活動していきます。

また、まちづくりの提案をする場合は、テーマに関するまちの将来像をまとめ、それを地域住民に周知し、意見を集約し、提案書を作成していきます。

早めに区と相談し、手順の確認をしましょう。

事前協議書の提出

まちづくりの提案をする場合、はじめに事前協議書を区に提出します。

事前協議

事前協議書を提出した後は、区の関係課と事前協議をはじめます。

提案を実践する主体の整理
①協議会が行う ②区が行う
③区と協働で進める

提案書作成に向けた作業

- まちづくりのテーマを明確にする
- 地域住民に対する説明及び意見聴取をまとめる
- 提案を実践する主体を整理する
- 提案書の体裁を整える（要点を分かりやすく、適度な分量で伝えることは大事です）
- 実践活動は期限を設定する

協議会の実践活動に期限を設定すると、活動の基点となり実効性が上がります。

提案に必要な書類

「提案書」要綱第2号様式
(テーマ名称、分野・事項、提案の内容)

添付資料

- (1) 対象区域を示す図面
- (2) テーマ型提案に賛同する者の名簿
- (3) 対象区域内の居住者等及び関係区民に対して行った説明と意見聴取等の内容を記載した書類

提案とは、協議会の議論をまとめ、区にあるいは広くまちの人々に対し、協議会として「このまちをこうしたい」と明らかにすることです。

「協議会の議論のまとめ」イコール「まちの総意」ではありません。

まちづくりの計画は、多くの住民の議論や、区の意思決定、場合によっては議会の議決などの手続きを経てはじめて実効性を持ちます。

提案はその重要な第一歩です。